

広島県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
三原市本郷南五丁目四六九番一地从先から 三原市本郷南五丁目四六五七番一地从先まで		八・八〇〇〃二 一・八〇	一六二・八〇	一六二・八〇	拡幅